

## さいたま市道の駅整備協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市が設置を検討している道の駅について、関係者及び有識者の意見を聴取し、効果的かつ魅力的な施設とするため、さいたま市道の駅整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道の駅の導入機能及び施設規模に関すること
- (2) 道の駅の計画、整備、運営等の手法に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、道の駅設置にかかる必要事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 経済局商工観光部長
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表者等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民公募委員

3 委員の任期は、委嘱をした日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (協議会)

第4条 協議会に会長を置き、会長は経済局商工観光部長とする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして会議に出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料を提出させることができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、道の駅の供用を開始した日に、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。